

令和7年5月11日執行石川県議会議員補欠選挙
投票にあたっての注意事項

1 今回の選挙で投票できる人

【年齢】平成19年5月12日までに生まれた人

【住所】羽咋市又は宝達志水町に令和7年2月1日以前から引き続き住所を有し、それぞれの市町の選挙人名簿に登録されている人

2 県内の他の市町に住所を移された人の投票

羽咋市又は宝達志水町の選挙人名簿に登録されている人が、令和7年2月2日以降に県内の他の市町へ住所を移した場合は、市町長が交付する証明書の提示、または住基ネットによる確認により、移転前の住所地の投票所で投票できます。

3 投票時間

投票日（5月11日）の投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。

4 期日前投票の利用を

仕事、旅行、レジャー、病気などのため、投票日（5月11日）に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。印鑑は不要で、手続きは簡単です。

【期間】5月10日（土）までの毎日

【時間】午前8時30分から午後8時まで

（なお、一部の期日前投票所では、期間や時間に変更されていますので、詳しくは各市町の選挙管理委員会にご確認ください。）

【場所】各市役所・町役場など

（詳しくは、各市町の選挙管理委員会へお問い合わせください。）

5 代理投票・点字投票

【代理投票】心身の故障などの理由により文字を書けない人には、代理投票の制度があります。

【点字投票】目の不自由な人には、点字投票の制度があります。

代理投票あるいは点字投票を希望される場合は、投票管理者に申し出てください。

期日前投票の手続など詳しいことは、各市町選挙管理委員会又は県選挙管理委員会にお問い合わせください。

羽咋市選挙管理委員会 ： 0767-22-7191

宝達志水町選挙管理委員会 ： 0767-29-8210

石川県選挙管理委員会 ： 076-225-1282